

地方大名造営の東照宮建築

—松江神社建造物調査より—

はじめに 松江神社は、史跡松江城二之丸に位置する神社である。寛永5年（1628）に松江藩主堀尾忠晴が日光東照宮から徳川家康の御靈を勧請し、現松江市西尾町に東照宮を建立したのを始まりとし、同時に別当寺として圓流寺が造営された。寛永15年（1638）の松平直政出雲国入部後、明暦元年（1655）に圓流寺内に將軍家光を祀る大猷院御靈屋が造営され、寛文元年（1661）には東照宮に拝殿が増築され、近代まで続いた圓流寺の寺觀が整備された。明治31年（1898）、東照宮は直政を祀る樂山神社に合祀され、翌32年（1899）に松江城二之丸内に遷座し、社号を松江神社と改めた。その際、東照宮と樂山神社の建物を松江神社の社殿として移築したことが棟札等よりあきらかとなっている。

松江市は、平成28年度に『史跡松江城保存活用計画』を策定し、その中で松江神社は「建造物遺構としての文化財的価値を有するだけでなく、松江松平家の歴史を示す遺構としても重要」と評価し、学術的調査の必要性を指摘していた。令和2年度、奈良文化財研究所は松江市の委託を受け、松江神社の文化財建造物としての価値をあきらかとするため、松江神社境内の建造物調査をおこなった。

松江神社の建造物と社殿の変遷 松江神社には、本殿・通殿・拝殿が接続するいわゆる権現造の社殿を中心に、參集殿、社務所、福德稲荷神社、直政公像奉蔵庫、手水舎、宝物庫といった建造物の他、鳥居、狛犬、燈籠など



図45 松江神社本殿・通殿・拝殿全景（北東から）

の石造物が建ち並ぶ。

本殿・通殿・拝殿は、造営から現在まで、増築や改修、移築などによる形式の変更がおこなわれている（図47）。

まず寛永5年の造営当初は、3間四方の本殿のみが建立された（図47-①）。本殿の正面中央1間には木階と向拝を備えていたことが、床束に残る仕口痕跡より判明した。寛文元年には、本殿の正面に通殿と拝殿が接続し、3棟が連続した権現造の形式となった（図47-②）。拝殿は桁行3間、梁間2間で、正面中央1間に向拝が取り付き、背面中央間と本殿の間に桁行3間の通殿が接続する。通殿は、現在拝殿の床高とほぼ同じ高さの床が張られているが、通殿中央間の柱には、現在の内法長押より低い位置に古い内法長押の取り付き痕跡があり、床高が現在よりも低かったことがわかる。天保13年（1842）の改修時の棟札には「御本殿床下石不残敷直シ」とあることから、通殿は当初石敷だったと考えられる。現状の床高に変更したのは、明治32年の移築時と判断した（図47-③）。通殿の中央間の構えは、移築後のある段階で引き違い戸に変更されているが、その時期はわからない。現在は間口を狭め再び両開き戸に改められているが、これは平成7年の拝殿背面の物置の造り替えにともなう変更である（図47-④）。拝殿背面の物置は、平成7年以前は現状よりひとまわり小さな物置が付属していたことが現状変更申請書類等より判明している。この物置は、寛文元年の建設時には付属していなかったと考えられるが、その痕跡は確認できなかった。なお平成7年の修理では、本殿を囲む玉垣も改修している。

本殿独立型から権現造への改変 元和2年（1616）の徳



図46 松江神社内部（本殿と通殿の取り付け部）

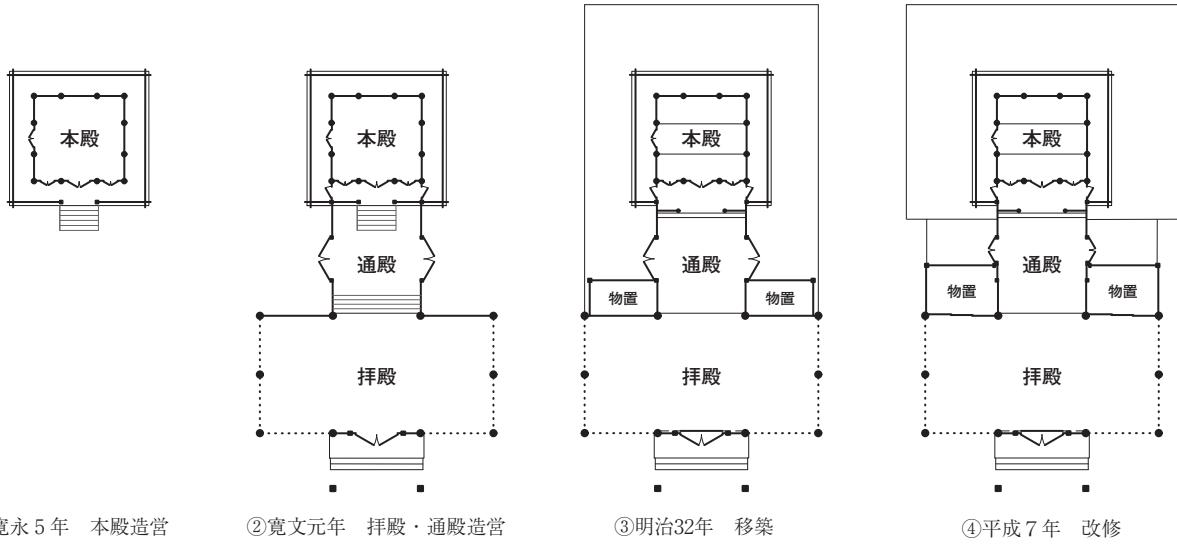


図47 松江神社本殿・通殿・拝殿変遷図

川家康の死後、地方大名や社寺等により、各所で家康を祀る東照宮が勧請され造営された。造営年代が伝えられている約200社のうち、慶安元年（1648）の家康公三十三回忌の前後である正保・慶安年間（1644～1651）までを含むと、この間に約半数が建てられている¹⁾。松江神社も、この時期に造営された東照宮に含まれる。

近世初期に全国に造営された東照宮には、大きくふたつのタイプの社殿形式がある。ひとつは、本殿と拝殿を石の間（相の間・中殿・幣殿・通殿等とも呼ばれる）で接続したいわゆる権現造で、日光東照宮がそれを代表する。もうひとつのタイプは、権現造とならず、3間程度の本殿と、拝殿と幣殿が接続した凸形の建物がそれぞれ独立して建つものである。例として、寛永20年（1643）に金沢東照宮として建てられた尾崎神社（石川県金沢市）や、慶安3年（1650）に造営された鳥取東照宮（鳥取県鳥取市）等がある。なお、社殿形式を権現造とするものは、將軍家、親藩大名、幕府と縁の深い寺社が願主であり、独立型の社殿は、主に外様大名による造営であることが指摘されている²⁾。このように、外様大名による東照宮勧請や社殿造営には幕府による制約があり、東照宮の社殿形式に権現造を許可するかどうかという明確な格付けが成されていたのである。

松江神社の場合、東照宮を勧請した堀尾忠晴は外様大名である。造営時の本殿は3間四方の独立した社殿であった。拝殿が併設されていたかはわからない。その後、松江藩主が親藩大名である松平直政に代わり、拝殿と通殿が建てられ、権現造の形式に変更された。すなわち、

松江藩主が外様から親藩へ代わったことにより、社殿形式の変更が許可され、本殿独立型から権現造へと変更されたと考えられる。

ふたつの権現造 一方で、松平直政による松江東照宮の整備は、社殿を権現造に改めることだけが目的であったわけではない。直政による圓流寺再整備では、東照宮の整備がおこなわれる直前に、その西に大猷院御靈屋が造営されており、ほぼ同規模の権現造の建物が東西に建ち並ぶ様子が絵図等にも残されている。松平直政は、東照宮と大猷院御靈屋のふたつの権現造を造営することにより、幕府への忠誠を示すとともに、徳川家との関係性を内外へ広く表示する意図があったのだろう。近世初期の地方大名による東照宮勧請のあり方を示す事例として位置づけられよう。

おわりに 現在松江神社は、関係者の敬神と努力により、恒常に維持管理がおこなわれている。史跡松江城内に位置することから、工事の手続、記録も適切におこなわれており、良好な状態での維持が期待できる。神社として日々参拝客や観光客が訪れる場所であり、今後も地域に密着した施設として、また松江城とともに松江の歴史を伝える観光資源としてさらなる活用が期待される。

（大林 潤）

註

- 1) 高藤晴俊『家康公と全国の東照宮』東京美術、1992。
- 2) 高橋洋司「諸国東照宮の造営から見る幕府作事方御大工頭木原義久の職分」『日本建築学会関東支部研究報告集』80、501-504頁、2009。